

過労死防止 日本に初勧告

国連委、対策強化求める

人権を保障する多国間条約の履行状況を審査する国連の「社会権規約委員会」が日本政府に対し、長時間労働や過労死の実態に懸念を示した上で、防止対策の強化を求める勧告をしたことが23日、分かった。外務省によると、国連の関連委員会が過労死にまで踏み込んだ勧告を日本に出すのは初めて。

今回の勧告に法的拘束力はないが、対策の実施状況について定期的な報告を求められる。社会で後を絶たない過労死や過労自殺に関し、政府は抜本的な対策を講ずるべきと指摘。「長時間労働を自認している」

本策を迫られそうだ。勧告は17日付で、「多くの労働者が非常に長時間の労働に従事し、過労死が発生し続けている」と指摘。「長時間労働を自認している」

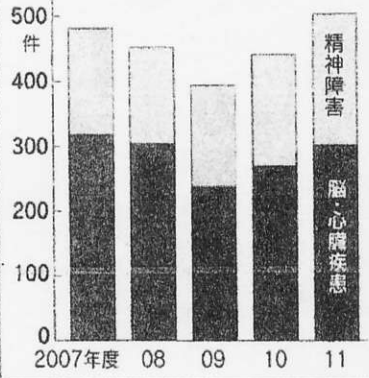
防ぐ措置を強化し、労働時間の制限に従わない事業者に対し予防効果のある制裁を適用するよう強く求めている。

同委員は2009年ごろから日本の状況を審査してきた。政府が提出した報告書のほか、非政府組織(NGO)などのリポ

▼国連の社会権規約委員 世界人権宣言に基づき、多国間条約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」について、各国の履行状況を審査する国連機関。締約国は同委員の履行状況を定期的に報告する義務があり、国際法

などの専門家18人が審査に当たる。社会権規約は76年に発効し、現在、日本を含む約160カ国が批准している。締約国が守るべき条項として「労働時間の合理的な制限」「安全かつ健康的な作業条件」などを定めている。

過労死や過労自殺などの
労災補償請求件数
(厚生労働省調べ)



労災申請、後絶たず

精神疾患は
最多を更新

過労などが原因で、体調を崩したり精神疾患を発症したりして労災申請する人は後を絶たない。

厚生労働省によると、2011年度に過労などで心筋梗塞や脳卒中を発症したとして申請した人は10年度比96人増の898人。過労死などと認定されたのは66人

この種の勧告をするのは極めて異例。国際労働機関(ILO)でも勧告の例はないという。

国際法学者でILO専門家委員会の委員長を務めている横田洋三・法務省特別顧問は「国連の各種委員会は10年ほど前から、日本の過労死や過労自殺の実態を特に問題視してきた」と指摘。「勧告は条約に違反した締約国への最も強い措置の一つ。労働環境が改善しない日本への国連のいら立ちを示したものだといえる」としている。

されたのは同8人増の121人だった。一方、うつ病などの精神疾患を発症して申請した人は11年度が1272人で、3年連続で過去最多を更新した。

自殺(未遂を含む)による申請も過去最多の202人となり、このうち労災認定されたのは66人

声が強まっている。小児科医の夫を過労による自殺で亡くした東京都中央区の中原のり子

「(56)は「懸命に働く人が使い捨てにされるような実態が改善されることを大いに期待したい」と話した。

中原さんは遺族らでつくる「全国過労死を考える家族の会」に参加し、11年から過労死防止に関する基本法の制定を国に訴え続けている。「国連勧告をバネにして、さらに活動を盛り上げていく」と力を込めた。